

議案第27号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する県が借用した物品の管理の瑕疵による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 和解の相手方

鳥取市 法人

2 和解の要旨

県は、金7,000円相当の借用物品の複製品を弁償するものとする。

3 事故の概要

(1) 事故確認年月日

平成17年3月16日

(2) 事故発生場所

鳥取市湖山町西四丁目110番地5 鳥取空港ビル内

(3) 事故の状況

県が展示のために和解の相手方より借用した木製ペン立てが、温度及び湿度管理の不備から破損したものである。